

強い経済をつくるために
－スタートアップ政策と整合性ある税制改正のご提言－
参考資料

2026年5月1日

一般社団法人日本ベンチャーキャピタル協会(JVCA)

これは国家の起業環境の競争条件の問題 ～富裕層の税負担が軽いかどうかという論点ではない～

優秀でスケールの大きな起業家が、「日本で起業し、成長し、残る」国であり続けられるか

日本の問題

論点は「富裕層の負担が軽いか」でない

日本はSU5ヵ年計画の下、リスクマネー供給・政府調達・ディープテック支援・海外人材誘致を進めている。スタートアップ政策全体の推進の方向性は正しかった

入口で支援、出口で「ミニмумタックス」による追加負担

成功した創業者への「ミニмумタックス」でExit時の追加負担を更に強める税制改正は、その成長戦略と整合しているのか

成長政策を進めながら、最終段階で逆向きのシグナルを出してよいのか

各国の共通認識

各国は“起業家を惹きつけられるか、創業者を残せるか”を競っている

英国：財務省は革新的アイデアや創業者が海外へ流出する“**incubator economy**”を問題視。政策課題は**start, scale and stay in the UK**

米国：QSBSは創業者・初期株主の長期保有に効く出口側の制度。**2021年除外請求\$40B超(IRS統計)**と現実に大規模利用

OECD諸国：起業家は国境を越えて動く。税制は単なる国内の分配ルールではなく、**国家間の競争条件でもある**

求められる視座

日本がどのような国として世界から見られたいのか

成功した創業者が、日本で次代の起業家・投資家を産み出す存在であり続けられるか

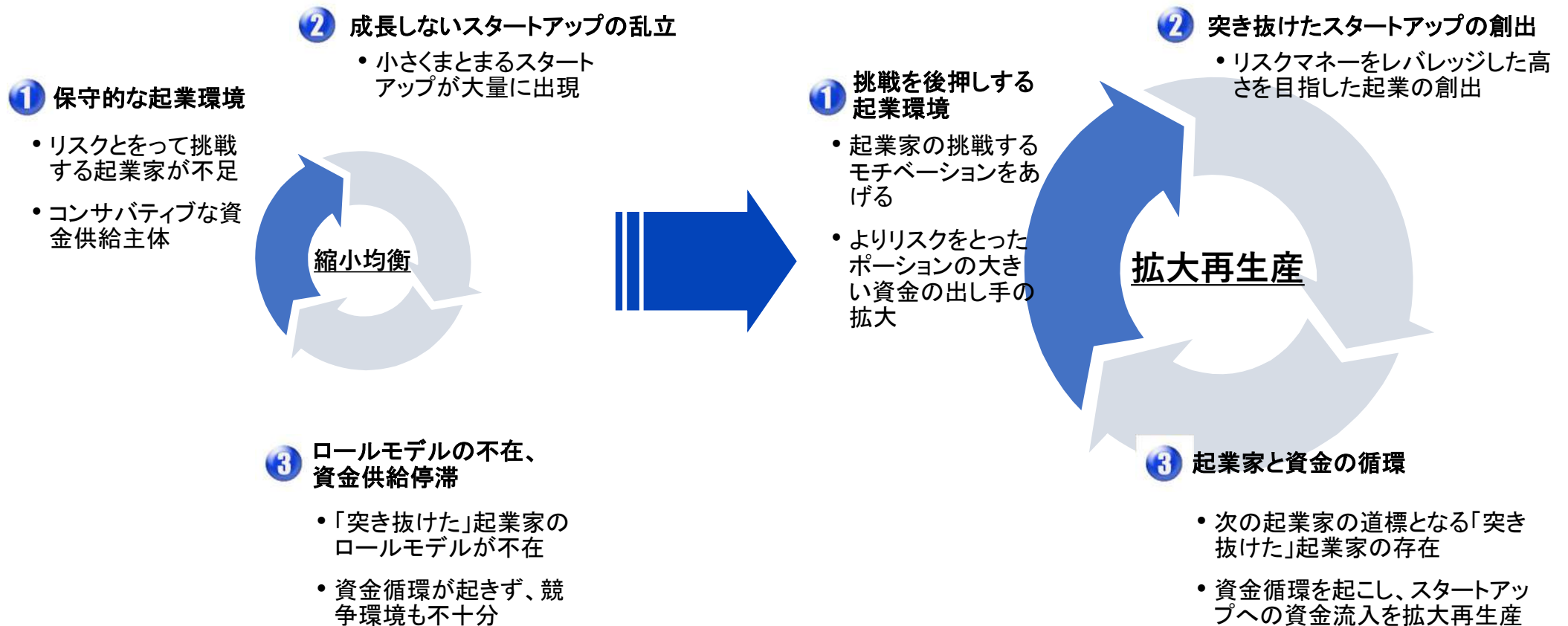
それとも、成功者に「ミニмумタックス」という世界に類を見ない追加負担をかけることで挑戦の期待値を下げる国になるのか
問われているのは、富裕層の負担が軽いか否かではなく、**日本の成長戦略との整合性**

論じるべきは、日本が世界に伍する企業を生み出す創業者を産み出し育てる国であり続けられるか

世界各国が、起業家を自国に惹きつけられるか・残せるかを競い合う中で、
日本だけが出口で「ミニмумタックス」という名の逆向きのシグナルを強化してよいのか

挑戦を後押しする起業環境を構築し、拡大再生産を実現する必要

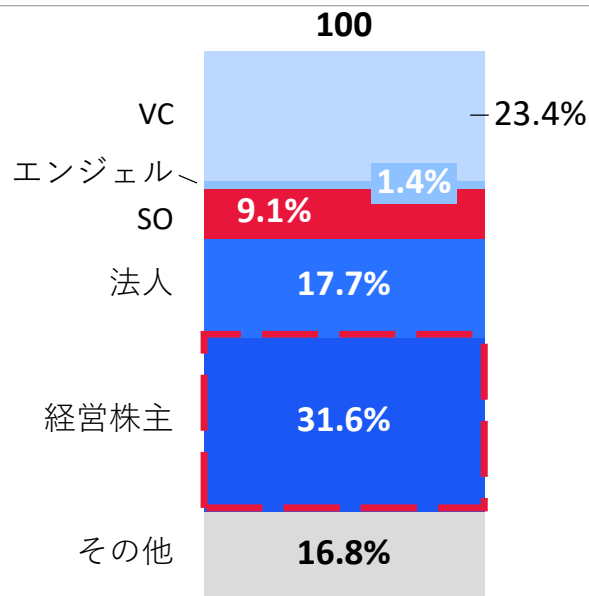
- 縮小均衡を脱するためには、挑戦を後押しする環境を整備し、突き抜けた「高さのある」スタートアップをまず創出しなければならない。スタートアップや起業家の成功ロールモデルを生み出したうえで、起業家と資金を循環させることを通じて拡大再生産を実現する必要



スタートアップの主要株主は、エンジェルやSO保有者ではなく起業家

- 日本のスタートアップの税制優遇措置の対象は従来、エンジェルや、ストックオプションを保有する起業家以外の者が主流。しかしその株式保有比率は限定的で、政策効果も相応
- 最も株式保有比率が高いのは通常、スタートアップを創業し経営する経営株主(起業家)。そのインセンティブ設計こそが、政策効果により直結

スタートアップの株式保有比率
% (2025年上場スタートアップ¹の平均値)



※ エンジェル税制の利用実績は母数118億円程度(2022年度)であり、相応部分がその他(不明)と推測。エンジェル投資全体を300億円程度としてもスタートアップ資金供給全体の3-4%に留まる
1 2025年に上場したスタートアップの内、上場時にVCが株主名簿に入っているもののうち、代表取締役の株式保有がゼロでない会社21社を集計、経営株主は、代表取締役、代表取締役の資産管理会社及び取締役に分類されるシェアを合算した

ミニマムタックス導入と、起業家を直撃する今般税制改正

- 2023年度税制改正で「ミニマムタックス（「極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置）」が導入（2024年分所得より適用）
- 今般2026年度税制改正は「ミニマムタックス」を大幅に増税し、来年1月から起業家を直撃

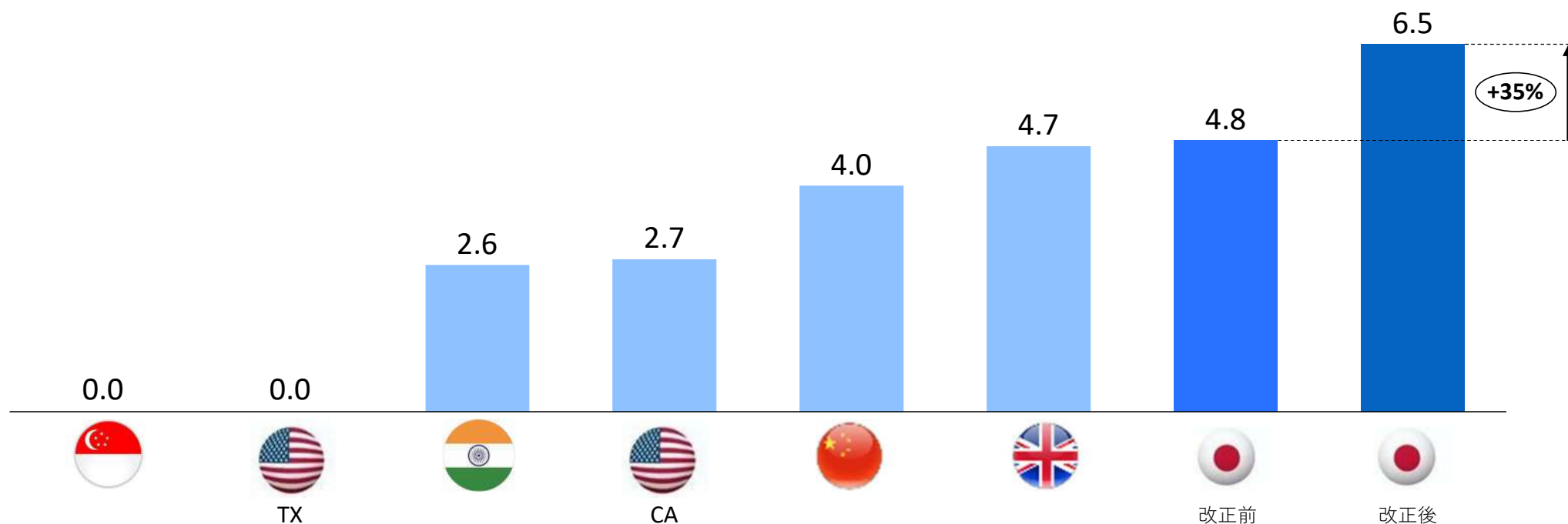
比較項目	現行制度（2024年分所得より適用）	改正後（2027年1月1日施行・増税）
制度の名称・位置付け	「極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置」（ミニマムタックス） 2023年度税制改正で創設・高額所得者一般を対象とする追加負担制度	2026年度税制改正で「ミニマムタックス」をさらに強化・増税 2027年1月1日施行。起業家の株式譲渡を直撃する制度改正。
基本の株式譲渡益課税	申告分離課税 合計20.315%（所得税15.315%+住民税5%）	申告分離課税 合計20.315%（所得税15.315%+住民税5%） ※変更なし
ミニマムタックス追加負担（上乗せ税）	特別控除額：3億3,000万円 最低税率：22.5% （控除後所得に対し22.5%を下限として追加負担）	特別控除額：1億6,500万円（▲半減） 最低税率：30%（▲7.5pt引上げ） （控除後所得に対し30%を下限として追加負担）
追加負担が発生する株式譲渡益の水準	約10.3億円超から追加負担が発生	約3.4億円超から追加負担が発生（▲約3分の1に低下）
実効最高税率（上限）	最低税率22.5% + 住民税5% = 約27.5%	最低税率30% + 住民税5% = 約35%（+7.5pt）
スタートアップへの影響	大型Exitを行う起業家・個人投資家等に追加負担。スタートアップ促進の観点の配慮なし。恒久制度・検証条項なし。	成功時の株式譲渡にさらなる追加負担。再挑戦・再投資の誘因を一層弱め、起業家にとって懲罰的な水準に。

出典：国税庁「極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置について」、財務省「令和8年度税制改正の大綱の概要」、大和総研、Yamada & Partners、Prime Partners ※税率・制度は公表資料を基にJVCAにて整理

成功した起業家に世界的に最も高い税を課そうとする今般税制改正

- 「SUの高さを出す」と称して政府支出を増やす一方、実際にSUの高さを出した起業家に対して主要国でも突出して高い税金を課す「ミニмумタックス」増税が行われようとしている

今般税制改正(2027年1月施行予定)後、起業家が**20億円**の株式譲渡益を得た場合の各国の税額シミュレーション¹
億円



1. シミュレーション前提条件：譲渡価額（売却額）20億円、取得価額・譲渡費用：0円（創業者であり、設立時の出資金は極めて低額であるため無視）、保有期間：5年以上、為替レート：1ドル=150円、1ポンド=190円、1ユーロ=163円、居住：起業家本人が各国の税務居住者であり、全世界所得に対して課税される立場であると仮定、全額を個人資産として手元に残すと仮定。

2. 各国前提条件：詳細は別スライド記載、日本は2027年度以降の新税制基準。譲渡価額の設定方法：日本のスタートアップの上場時時価総額100億円 * 起業家の平均保有株式割合20%（出典：経済産業省資料「第2回スタートアップ政策推進分科会」p1, “参考資料「我が国における健全なベンチャー投資に係る契約の主たる留意事項」増補版” p3）

(前提条件)



譲渡益にかかる税率0%。

TX



州税なし。OBBBAによる22.5億円の控除により、連邦税の課税対象額は0円。



Long-term Capital に対する税率の12.5%を全額に適用。徴収税額に更に15%の付加税と4%のCESSを適用。

CA



州税の税率13.3%を全額に適用、OBBBAによる控除はなし。連邦税はテキサスと同じく0円。



非上場の株式譲渡益にかかる税率20%を全額に適用。



1.9億円はBADRを適用、税率は18%。残りの18.1億円に対しては通常のCapital Gain Taxの24%を適用。

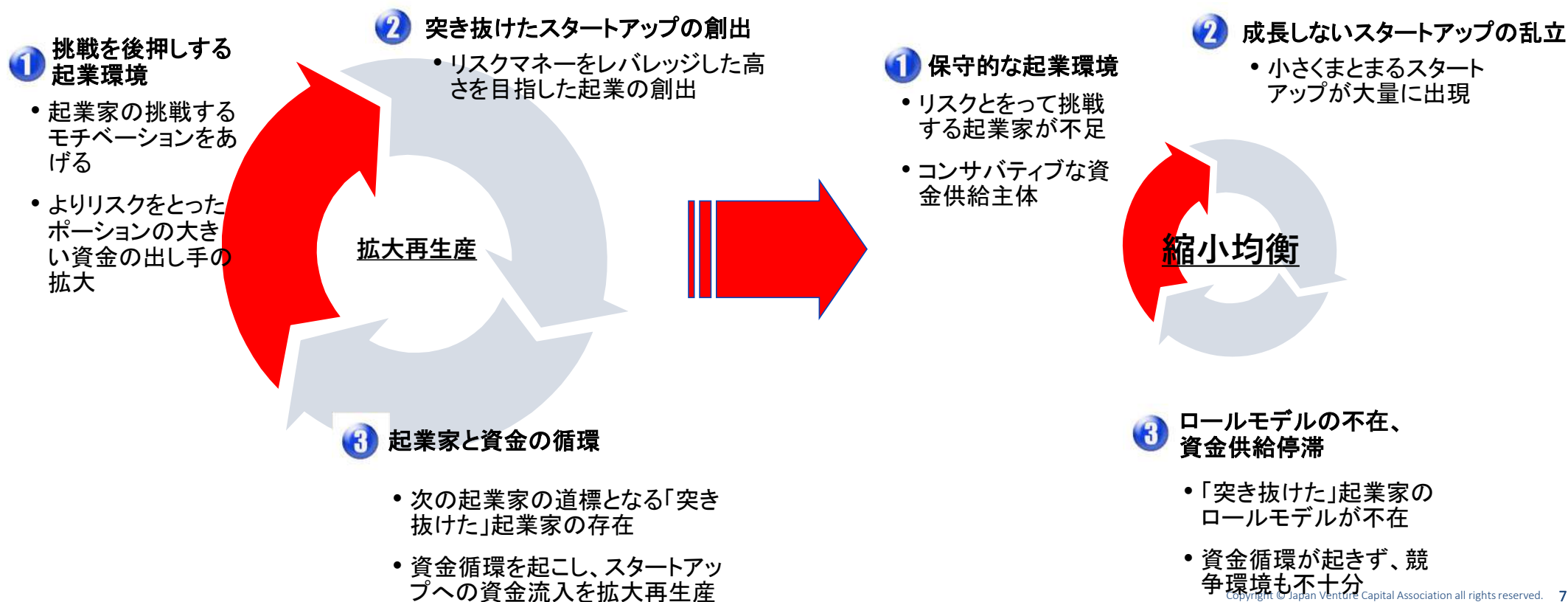


(改正前) 新しいミニマムタックスを適用し、1.65億円の控除を行った上で税率30%を適用。
(改正後) 現行のミニマムタックスを適用し、3.3億円の控除を行った上で税率22.5%を適用。
加えて、譲渡益全額に対し住民税の5%を適用。

出典: (Singapore) IRAS “Gains from sale of property, shares and financial instruments”, (Texas) IRS “Topic no. 409, Capital gains and losses” “Topic no. 559, Net investment income tax”, CONGRESS.GOV “H.R.1 - An act to provide for reconciliation pursuant to title II of H. Con. Res. 14., (India) Income Tax Department “Capital Gains”, Government of India “Memorandum Explaining the Provisions in the Finance Bill, 2026” p3, (California) FTB “2025 California Tax Rate Schedules”, FTB “2025 Instructions for Form FTB 5805F”, FTB “2024 Supplemental Guidelines to California Adjustments” p10, (China) 国家稅務總局 “中华人民共和国个人所得税法” 第三条 (三), (UK) Gov.UK “Capital Gains Tax: what you pay it on, rates and allowances” “Business Asset Disposal Relief” “Policy paper Capital Gains Tax — rates of tax”, (日本) 国税庁 “極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置について”, 財務省 “令和8年度税制改正の大綱の概要”.

今般税制改正による我が国経済の縮小均衡の強化、固定化へ

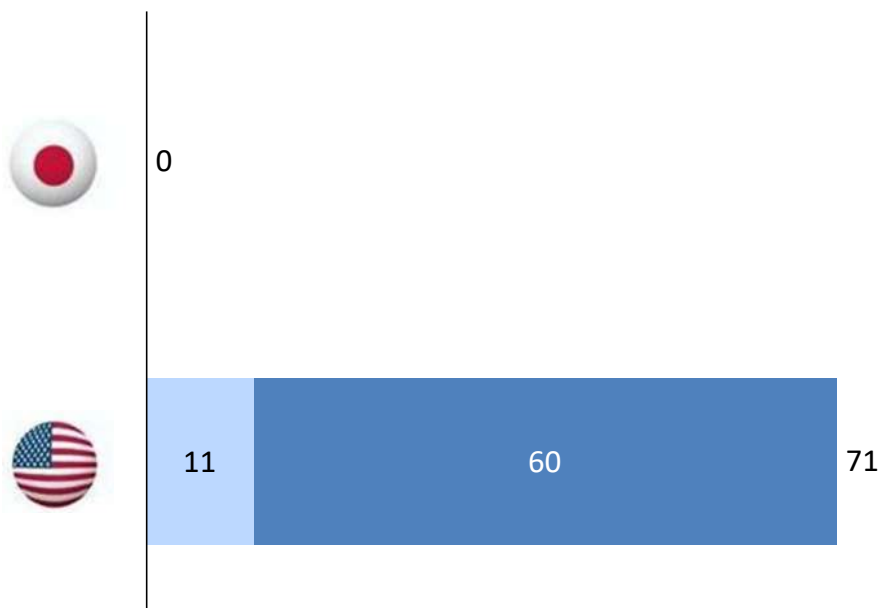
- 「高さのある」スタートアップは、挑戦意欲ある優れた起業家が創業しなければ始まらない
- 今般税制改正は、日本で創業しようとする起業家の意欲やアニマルスピリッツを委縮させ、我が国経済の縮小均衡を強化、固定化する恐れ
- このまま看過しては、スタートアップ政策推進に政府支出を増やしても水泡に帰する恐れ



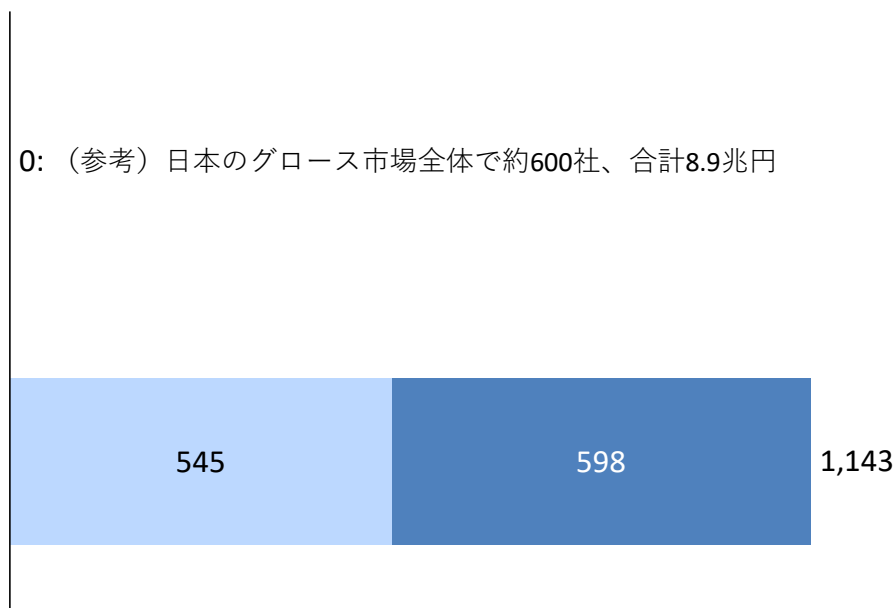
「強い経済」のためには「イノベーションを起こす強い会社」が必要

- 日本経済の「失われた21世紀」は、時価総額1兆円超の企業を新たに1社も生み出せなかった歴史そのもの

21世紀以降に設立されたスタートアップのデカコーン
社数（2026年3月31日時点）



21世紀以降に設立されたスタートアップのデカコーン
時価総額：兆円（2026年3月31日時点）

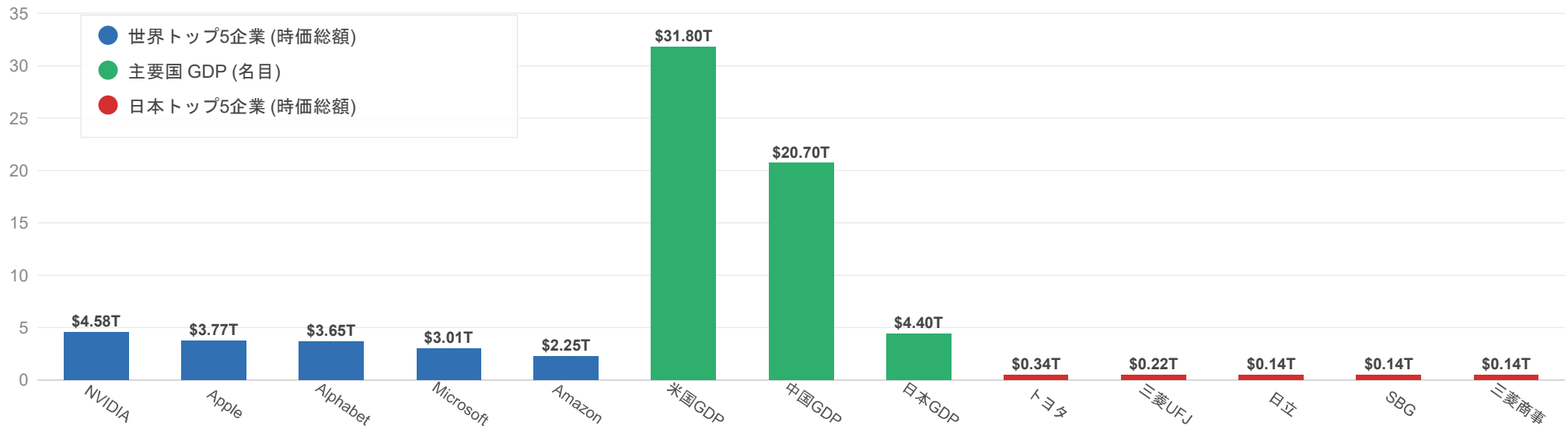


0:（参考）日本のグロース市場全体で約600社、合計8.9兆円

グローバルテック企業の時価総額と主要国GDP

- 世界時価総額トップ5企業はいずれも、最近までスタートアップだったテック企業
- NVIDIA(\$4.58兆ドル、1993年創業)の時価総額は、創業33年にして日本のGDP(\$4.4兆ドル)を上回る。世界トップ5企業の時価総額の合計(\$17.26兆)で中国のGDP(\$20.7兆ドル)に迫る
- 日本からもこのような強い会社を生みだすことが喫緊の課題

世界の時価総額トップ5企業 vs 米中日GDP vs 日本トップ5企業



※数値は兆ドル (Trillion USD)。日本企業は\$1=159円換算の概算値。

Data Sources: Google Finance (Apr 2026), IMF/World Bank Projections (2025-2026)

スタートアップ政策との整合性確保のための株式譲渡益課税に係る税制改正のご提案①

～特定スタートアップ株式等への「ミニмумタックス」適用除外～

我が国のスタートアップ政策の推進において、どんなに高みのある世界的に成功する会社を生み出そうとしても、国際的に見て懲罰的な課税をされるようでは、そのような会社は生まれない。

日本の税制は恐らく世界で最も、成功した起業家に対して厳しくなりつつある。もう二度と日本で起業してたまるかと思われるような税制では、いろいろなスタートアップ政策支援を議論しても無意味となる。

— 郷治委員／日本成長戦略会議スタートアップ政策推進分科会(第2回)

比較項目	現行・改正後「ミニмумタックス」制度 (令和9(2027)年分所得からの強化を含む)	提案制度 (時限・検証条項付きの調整案)
制度の位置付け	高額所得者一般を対象とする追加負担制度。スタートアップ政策との調整規定はない	スタートアップ政策との整合性確保のための限定的調整措置
対象者	大型Exitを行う起業家・個人投資家等	創業者・スタートアップを支援する個人出資者
対象株式	一般の株式等 (スタートアップ向け特例なし)	研究開発その他成長投資を継続する一定の要件を満たす会社であって、創業後一定期間内に取得した対象株式等(特定スタートアップ株式等)
基本課税	原則20.315% (所得税15.315%+住民税5%)	原則20.315% (所得税15.315%+住民税5%)
高額所得者追加負担	改正前：3.3億円控除・22.5% 改正後：1.65億円控除・30%	対象株式の譲渡益は「ミニмумタックス」適用対象から除外
実質的な影響ライン	株式譲渡益のみの場合 改正前：約10.33億円超 改正後：約3.37億円超	スタートアップ政策の推進を阻害する上乗せ課税を除外 (大きな成功を果たした際に他国税制にないレベルの追加負担の直撃を回避)
保有要件	なし	5年以上
政策効果	成功時の大型Exitに追加負担 再挑戦・再投資の誘因を弱める	税制中立性を保ちつつ 再挑戦・再投資促進
濫用防止	一般制度であり スタートアップ促進の観点の特例なし	資産管理会社・租税回避目的の組成等を除外
時限性・検証	恒久制度 検証条項なし	3年の時限措置+検討・効果検証 必要に応じ見直し

出典：第2回スタートアップ政策推進分科会 議事要旨・資料18、郷治委員説明資料、国税庁「エンジェル税制概要」、大和総研、Yamada & Partners、Prime Partners ※税率・制度は公表資料を基にしたJVCAにて整理
Copyright© Japan Venture Capital Association all rights reserved.

【参考】特定スタートアップ株式等への「ミニマムタックス」適用除外～令和9(2027)年度税制改正大綱素案

第2回分科会での問題提起

- ・スタートアップ政策の推進を議論しても、大きな成功に懲罰的課税が及べば政策効果は失われる。
- ・各国と比べても、日本のスタートアップの起業家や投資家がペナルティー的に課税されない仕組みが必要。
- ・もう二度と日本で起業してたまるかと思わせる税制ではなく、成功起業家や投資家の再挑戦・再投資を国内で促す税制が必要。
- ・一般の20.315%課税は維持しつつ、スタートアップ政策の推進を阻害する追加負担のみ除外する設計が必要

(国税) 〔創設〕

創業者等の個人が保有する特定スタートアップ株式等に係る譲渡所得等について、極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置との整合性を図るため、次の措置を講ずる。

- (1) 個人が、特定スタートアップ株式等をその取得の日以後5年を超えて保有した後に譲渡した場合には、当該譲渡所得等の金額について、極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の適用対象に算入しないものとする。
- (2) 前号の特定スタートアップ創業者株式等とは、設立後一定期間内に創業者又はスタートアップを支援する一定の個人に取得された株式であって、設立後一定期間内の内国法人であり、研究開発、雇用拡大その他の成長投資を継続する一定の要件を満たす株式会社の発行したものをいう。
- (3) 前2号の適用を受ける譲渡所得等については、租税特別措置法その他の法令に定める株式等に係る譲渡所得課税の一般原則により課税するものとする。
- (4) 本措置の適用対象となる創業者等、スタートアップを支援する一定の個人、対象法人の範囲、国内事業実態、研究開発・雇用要件その他必要な要件は、租税特別措置法で定める。
- (5) 資産管理会社、実質的に租税回避を目的とする取引その他政令で定める場合は、本措置の適用対象から除外する。
- (6) 本措置は、令和9年1月1日から3年以内に行われる譲渡に限り適用するものとし、その適用状況、創業促進、再投資及び国内立地への効果を勘案し、所要の検証を行う。

(注) 実際の法制化に当たっては、租税特別措置法、所得税法、地方税法その他関係法令の整備を要する。

スタートアップ政策との整合性確保のための株式譲渡益課税に係る税制改正のご提案②

～再投資不要の創業者・初期株主等向け株式譲渡益非課税制度の創設～

「ミニマムタックス」適用除外特例は、スタートアップ政策と不整合に懲罰的な追加負担への是正措置。

これに加え、**日本が国際的な起業家獲得競争の中で優秀でスケールの大きな起業家から選ばれるためには、米国QSBS(内国歳入法第1202条: Qualified Small Business Stock)に倣い、再投資を必要としない形で創業者・初期株主等が保有する株式の譲渡益への非課税枠を設ける**積極的インセンティブが必要。現行の「日本版QSBS(再投資非課税制度)」は**再投資が前提**であり便益は限定的であるため、新たに**再投資不要の創業者・初期株主等の株式譲渡益非課税制度**を創設すべきである。

比較項目	現行・日本版QSBS (再投資非課税制度)	米国QSBS(IRC § 1202) (2025年改正後)	提案制度 (米国QSBS型・再投資不要)
制度設計の位置付け	投資型(再投資の出資が前提)	創業者・初期株主等の株式譲渡益への直接的非課税	創業者・初期株主等の株式譲渡益への直接的非課税(再投資不要)
主たる対象者	個人投資家(エンジェル等の外部支援者)	創業者・初期株主等(従業員・取締役・初期投資家を含む)	創業者及び初期株主等(共同創業者・取締役・初期投資家・初期段階で議決権ある株式を取得した個人等)の一定の者
再投資要件	あり(スタートアップへの再投資が前提)	なし(直接適用)	なし(直接適用)
非課税枠	上限あり・限定的	1,500万ドル(約22.5億円)または取得価額の10倍のいずれか大きい方まで非課税	米国QSBSと同等水準を参考に設計 (例:取得価額×10倍 又は 一定額のいずれか大きい方)
保有要件	再投資先の保有要件あり	5年以上(2025年改正後は3年以上で段階的除外可)	5年以上(段階的除外の併用も検討)
発行会社要件	(エンジェル税制要件に準ずる)	資産5,000万ドル以下のC-Corp、適格事業(製造・技術等)	設立後一定期間内の内国法人、研究開発・雇用拡大その他の成長投資要件
創業者本人への便益	限定的(再投資前提のため、本人にとっての非課税効果は乏しい)	直接的・即時的(成功時の譲渡益が非課税枠まで非課税)	直接的・即時的(成功時の譲渡益が非課税枠まで非課税)
国際競争上の意義	起業家獲得競争上の効果は限定的	本制度により米国は世界中の起業家を誘引(2021年除外請求\$40B超)	起業家獲得競争で日本が選ばれ続け、創業者・初期株主等が日本に残り大きな事業を成し遂げるための積極的インセンティブとなる
濫用防止	(要件で対応)	資産規模・業種要件、関連者規制等で抑制	資産管理会社・実質的に租税回避目的の取引等は適用対象から除外

【令和9(2027)年度税制改正大綱素案(「ミニマムタックス」適用除外との併設)】

(国税)〔創設〕 創業者・初期株主等の個人が、特定スタートアップ株式等をその取得の日以後5年を超えて保有した後に譲渡した場合には、その譲渡所得等のうち、**取得価額の10倍又は一定額(例:20億円)のいずれか大きい金額**までは、所得税及び住民税を課さないものとする。**再投資要件は付さない**。対象株式・対象法人の要件、濫用防止措置、適用期間(3年程度の時限措置とし効果検証)、その他必要な事項は、租税特別措置法で定める。本特例はミニマムタックス適用除外特例と併用できる。

出典: 米国 IRC § 1202 (One Big Beautiful Bill Act, 2025年改正後) / 米財務省WP-127 / U.K. Call for Evidence on Tax Support for Entrepreneurs (2025)。日本: 国税庁「エンジェル税制概要」、令和7・8年度税制改正大綱。税率・制度は公表資料を基にJVCAにて整理
Copyright © Japan Venture Capital Association all rights reserved. Copyright © Japan Venture Capital Association all rights reserved.

一般社団法人 日本ベンチャーキャピタル協会

〒105-0001

東京都港区虎ノ門5-9-1

麻布台ヒルズ ガーデンプラザB 5階

■TEL:03-6432-4667

■FAX:03-6432-4664

東京メトロ日比谷線 神谷町駅から 徒歩1分

東京メトロ南北線 六本木一丁目駅から 徒歩10分

■E-mail : jimukyoku@jvca.jp

■Homepage : <http://www.jvca.jp>

※お問い合わせ等ございましたらお気軽にご連絡ください

リモートワークを併用しておりますのでメールでご連絡をいただけますと幸いです

